

「学校で教わる道徳」と「法と道徳」の関連性

公開日:2025/6/25

考察:一問一答の一步

1 概要

善悪の判断の基準として「法」と「道徳」がある。日本の小, 中学校で教えられており, 感覚的に持っている「道徳規範」であるが, それはどのような規範であり, 「法規範」にどこまで関係するかを考えていく。

2 論述方法

- 1)道徳一般と学校道徳の関係を考える
- 2)道徳一般と法の関係を考える
- 3)1)と2)から学校道徳と法の関係を考える

3 道徳の分類

○二つの道徳

個人道徳 = 人間の理想的な生き方を示すもの

社会道徳 = 社会での共生に必要な支配的な慣習, 社会規範

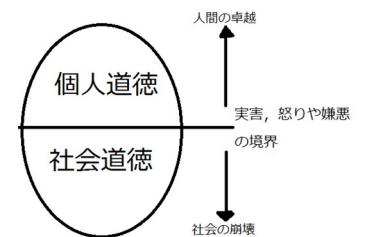


図1 個人道徳と社会道徳の関係

○社会道徳の特徴

- ・社会生活における共生が出发点
- 社会道徳に反する行為を行うと他の人への実害, 又は他の人に怒りや嫌悪感を与える。
- 社会道徳に反する行為は社会的に何らかの形で処罰の対象となっていることが多い
- 個人が社会道徳に従わざるをえない規範的影響¹が存在する

○個人道徳

- ・人間に成し遂げられることの頂点が出発点
- 人間としての理想的な生き方を目標とし, それを目指して向上していく。

=個人道徳に反する行為を行っても, それは義務ではないため, 他の人への実害は存在しない。

¹周りの人からの制裁を恐れて個人の意思とは異なる行動をさせるという, 社会が個人の行動に与える影響

4「学校道德」について

学校道德の内容目標の根拠:教育基本法 1,2,5 条,学校教育法 21 条,及び学習指導要領
→制度的に定められている。

道德教育の目標:人間としての生き方をとらえ,主体的な判断の下に行動し,自立した一人の人間として他者とともにより良く生きるための基盤となる道德性を養うこと

- ・「人間としての生き方」=個人道德
- ・「他者とより良く生きる」=社会道德

○学校で教える道德の内容

1)主として自分自身に関すること→個人道德

※例外 結果に対する責任,小学校低学年に行う社会通念の理解,

2)主として他の人の関わりに関すること→社会道德

3)主として自然や崇高なものとの関わりに関すること→個人道德,社会道德の両方

4)主として集団や社会の関わりに関すること→社会道德

※例外:国の優れた伝統,文化の良さを理解し,創造する生き方

1)~4)から道德教育の内容自体には個人道德,社会道德の両方が含まれており,その中で社会道德の方が多いといえる。

○目標の中にある養うべき「道德性」

=何が「よいこと」であるかを分かり,その規範に従って行動する状態のことをさす。

→道德行為が内から自発的,自律的に生起することを目指している

→行動についても触れてはいるが,動機のほうを重要視している。

5 法と道德の重なり合い, 違い

○法と道德の違いの学説

・トマジウス, カント, ラートブルフが提唱した学説

法 : 強制がある, 行為のみに着目

道德: 強制の対象にならない, 動機にも着目

個人道德……上で述べた道德の特徴のみが当てはまる

→法とは大きく違う

社会道德……道德の特徴だけでなく限定的に法の特徴とされているものも含まれている

理由: 法の持つ社会統制機能², 活動促進機能³, 紛争解決機能⁴は倫理学の道德における社会道德が持つ個人の行動を方向づける性質と重なりあっているため。

○法と道德の重なりあいの学説

G.イェリネク

「法は社会の存立のために必要な社会道德の最小限にしか要求しない」

→法と道德で重なっている部分=社会道德に含まれる一部の行為であるといえる。

6 法と社会道德の因果関係の有無

自然法⁵の立場: 「合理論に基づいた社会道德」が法の十分条件である



法実証主義⁶の立場: 法は社会道德と事実上関係しているが, 十分条件の関係を否定

自然法と法実証主義の決着がつかないため, 因果関係の有無は不明

²法の持つ相互作用的活動を安定化させ, 社会の規範的統合を維持する機能

³ 私人相互の自主的な活動を予測可能で安全なものにする法の機能

⁴利害の対立や紛争が起こったときの解決基準となる法の機能

⁵人は文章として定めたルール以外にも、本能や常識に基づく見えないが共有できるルールがあり、それにも従うべきであるとする考え方

⁶内容に関わらず文章として定められたことのみがルールととらえる考え方

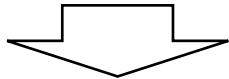
7 法と「学校道德」は関連しうるか

○学校道德と道德一般の関係

学校道德は個人道德, 社会道德の二つとも含まれ, 動機を重視している

○法と道德一般の関係

道德の中で社会道德における行為の一部が法の一部と重なり合っている



「学校道德」と法のどちらも社会道德と重なっている。しかし, 学校道德が動機を重視する性質上, 学校道德の中の社会道德の半分ほどは最小限に含まれ得ない行為, 抽象的な行為, であるため, 行為のみに着目する法とは重なりえない領域にある。

学校道德と法が重なる部分は社会道德の最低限の行為に関わる部分。つまり主として集団や社会の関わりに関する事全般, 小学校の低学年で行われる主として自分自身に関する事の中の社会通念の理解に限られる

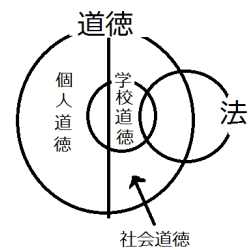


図 2 法と道德の位置付け

参考文献

- 深田三徳・濱真一郎編著 2015『よくわかる法哲学・法思想[第2班]』ミネルヴァ書房
深田三徳著 2004『現代法理学論争』ミネルヴァ書房
北村英哉, 大坪庸介『社会心理学』有斐閣アルマ
L・L フラー著, 稲垣良典訳 1968『法と道德』
マース・ヌスバウム, 河野哲也 2010『感情と法』慶応義塾大学出版会
文部科学省 2008『中学校学習指導要領解説 道德編』日本文京出版株式会社
文部科学省 2011『小学校学習指導要領解説 道德編』日本文京出版株式会社
沼田裕之 2000『〈問い〉としての道德教育』
越智貢 秋山博正 谷田増幸 2008『教育と倫理』なかにしや出版
田中成明 2011『現代法理学』有斐閣
柘植尚則 2010『プレップ倫理学』弘文堂
吉田誠 2012『基礎からわかる道德教育～子どもたちが未来に希望の持てる道德教育を行うために～』NSK 出版